

土地改良区の施設管理台帳における占用物件台帳について紹介します

今回紹介する団体：水土里ネット富山、県内土地改良区

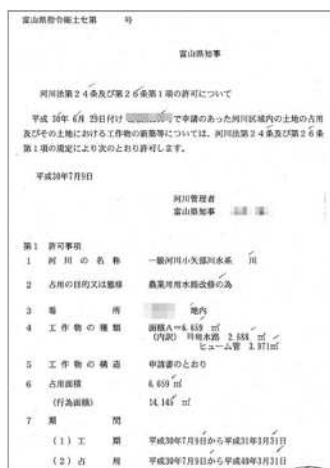
取組概要

内容： 県内の土地改良区では、農業水利施設、農道など土地改良区の管理施設について、施設管理台帳をGISを活用して構築・運用を行っている。その一方で、指定河川、国道等を横断、占用する箇所についても対象箇所をGISで構築するとともに、過去の申請資料、添付図面をスキャン・ファイリングしてGISと紐付けし、占用許可更新事務の効率化に活用を図っている。

経緯： 土地改良区の占用更新事務は、河川占用で10年、道路占用で5年の頻度で許可申請を国土交通省地方整備局、県土木部等に提出する事務をルーチンワークとして実施している。土地改良区の統合整備等に伴い土地改良区の管轄エリアが増加するとともに、占用許可に関する事務件数も増加してきた。また従来、紙ベースで処理してきた図面についても、多くの占用物件がある中で効率的に検索、事務作業を行うことが求められた。以上を踏まえ、占用物件に関する台帳構築を推進した。



(農業用水路の道路占用箇所)



占用許可書(県道)



占用物件GISデータ
(箇所ID、河川、道路、占用内容等)

取組による効果

取り組み前の占用箇所の情報は、Excelの一覧表、占用物件毎の紙図面のみで、占用物件の位置確認、年度毎の申請物件、添付図面の検索、図面作成に多くの労力を要していた。

占用物件900箇所あまりのGIS情報と過去の申請書類、添付図面のファイリングを紐付けることで、年平均100件程度の占用更新に係る書類作成、現地確認の業務期間を2週間程度から1週間程度に縮減し、効率的に行えるようにした。

GISデータとファイリングデータとの関連付け

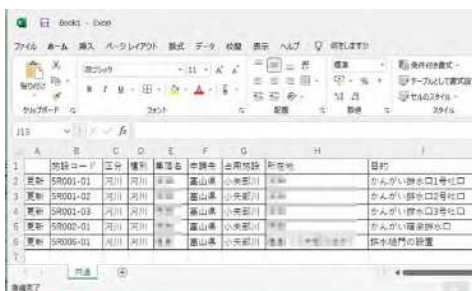


GISの位置情報とDocuWorksで
ファイリングしたデータのハイパー
リンクによる関連付け。
・図面の確認、次回申請添付図面
の検索、申請書作成事務
・現地確認用図面の印刷



対象箇所データのExcelへのエクスポート
申請・許可後は、順次データを更新

年次による申請予定物件の抽出、データ確認



今後の活用予定

土地改良区の統合整備に伴い受益が広範囲となった土地改良区への啓発を
推進し、複合機等で直営でスキャン・ファイリングが可能な土地改良区には、職
員で継続して対応できる手法など、事務効率化を提案していく。

GISシステムのバージョン情報

GIS 水土里Maps(SISベース SIS9.0 ActiveX Manager、Viewer)
ファイリングソフト DocuWorks7.3、9.0

■お問い合わせ先

富山県土地改良事業団体連合会 事業部管理指導課 (電話番号)076-424-3380